



企業が人権尊重の取組をすると企業イメージ向上につながります



自らの活動において、これらの人々の人権を侵害しないことが求められています。

- 企業が尊重すべき人権の分野の例——
- ・差別 ・ジェンダー(性的マイノリティ含む) ・パワーハラスメント ・セクシャルハラスメント
 - ・外国人労働者の権利 ・児童労働 ・賃金の不足、未払い、生活賃金 ・過剰、不当な労働時間
 - ・労働安全衛生 ・社会保障を受ける権利 ・プライバシーの侵害
 - ・取引先との関係における人権問題 etc.



Myじんけん宣言とは？

企業・団体のトップや幹部の方に、人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明してもらうことで、企業・団体の人権に関する取組を促進する法務省のプロジェクトです。

Myじんけん宣言をするメリット

「Myじんけん宣言」をすることで、人権尊重に取り組んでいる企業であることを、内外にアピールできます。

宣言の例文をご紹介します☆

「Myじんけん宣言」をして、誰もが人権を尊重し合う社会を実現していきましょう。

例文①

一人ひとりの
人格や個性を
尊重します。

例文②

ハラスメントの
ない職場づくり
を行います。

例文③

女性の活躍
を推進します。

例文④

障がい者雇用
を推進します。



どうやって 宣言するの？

①



〇〇株式会社Myじんけん宣言

②



〇〇株式会社Myじんけん宣言

人権ライブラリー (<http://www.jinken-library.jp/>) にアクセスし、「Myじんけん宣言」特設サイト指定フォームに入り、**①宣言内容を記載したファイル**と **②宣言を持った写真(jpg)**を送信してください。

★宣言の内容は自由！

宣言は、人権尊重に対する決意や企業としての取組の基本的な考えを示すものです。サイト内の宣言例及び留意事項をご参照ください。

★公表方法

上記「Myじんけん宣言」特設サイトで公表します。なお、人権方針等を策定している場合は、そのURLも併せて掲載できます。

法務局がサポートしますので、お気軽にご相談ください！

法務局と人権擁護委員によるサポート

- 人権研修の講師の派遣
 - 人権に関する教材の貸出し
- 詳しくはお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせは

青森地方法務局 人権擁護課
青森県人権擁護委員連合会
TEL 017-776-9024
FAX 017-776-9012